

問 題

【問 33】法定利率に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。
- 2 法定利率は、固定されたものではなく、3年を1期とし、1期ごとに、変動が予定されているものである。
- 3 法定利率の算定にあたり基準割合というものがあるが、これは、一定の方法により計算した割合として法務大臣が告示するものをいう。
- 4 令和2年4月1日の法定利率が3%で、その期の基準割合が0.7%であり、平成29年1月から令和3年12月までの5年間の基準割合が0.5%であるとき、令和5年4月1日の法定利率は、3.5%である。

【問 34】A B間の契約による債権で、その債権の目的が給付甲又は給付乙のいずれかを選択することによって定まるものがある。次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 第三者Cが選択権者であるとき、Cの過失により給付甲が履行不能であるときは、債権は、給付甲について存在する。
- 2 Aが選択権者であるとき、Bの過失により給付甲が契約締結後に履行不能となったときであっても、Aは給付甲を選択することができる。
- 3 Aが選択権者であるとき、A Bいずれの過失によることなく給付甲が行不能となったときであっても、Aは給付甲を選択することができる。
- 4 Aが選択権者であるとき、給付甲が契約締結前からA Bいずれの過失によることなく履行不能であれば、Aは、給付甲を選択することはできない。

【問 35】債権に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならないが、ここに善良な管理者の注意は、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる。
- 2 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、履行の提供をした時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同じの注意をもって、その物を保存すれば足りる。
- 3 債務の履行が契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、それが債務者の責めに帰すべき事由によるものか否かにかかわらず、債権者は、その債務の履行を請求することができない。
- 4 契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であれば、債務は発生しておらず、債務不履行を理由に損害賠償を請求することはできない。

【問 36】債務が履行されない場合に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、履行の強制として民事執行法その他強制執行の手續に関する法令の規定に従い、直接強制に限らず、代替執行又は間接強制を裁判所に請求することができる。
- 2 債務の履行が不能となった場合のほか、債務者が履行することができるにもかかわらず履行期到来後も債務を履行しないときであっても、それが契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができない。
- 3 損害賠償の請求をすることができる場合において、債務の履行が不能であるときに限らず、債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき又は債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したときも、債権者は、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。
- 4 債務の履行について不確定期限があるとき、債務者は、その期限の到来した後に履行の請求を受ける前に遅滞の責任を負うことはない。

【問 37】債務の履行に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

- 1 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないことによって、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とする。
- 2 債務者がその債務について遅滞の責任を負っている間に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債務者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。
- 3 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。
- 4 裁判所が過失相殺により損害賠償額を定めるのは、債務の不履行それ自体に関して債権者に過失があったときに限られ、不履行による損害の発生若しくは拡大における債権者の過失は考慮しない。

【問 38】損害賠償に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 債権者が契約締結後に債務者に対しある特別の事情があることを告げているとき、その特別の事情による損害であれば、すべて損害賠償の範囲に入る。
- 2 金銭の給付を目的とする債務の不履行の損害賠償の額が法定利率により定まるとき、その法定利率は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点におけるものによる。
- 3 将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するとき、又は将来において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場合において、その費用を負担すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により、これをする。
- 4 債務者が、その債務の履行が不能となったことにより債務の目的物の代償である権利又は利益を取得したときは、当該履行不能が債権者の責めに帰すべき事由によるか否かを問わず、債権者は、その受けた損害の額の限度において、債務者に対し、その権利の移転又はその利益の償還を請求することができる。

【問 39】債権者代位権に基づく代位行使に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

- 1 債権者は、債務者の権利が差押えを禁じられた権利であるときは、これを債務者に代わって代位行使することはできない。
- 2 債権者は、強制執行により実現することのできない債権を保全するために債務者の権利を代位行使することはできない。
- 3 不動産の買主は、売主に対する登記請求権を保全するために当該不動産について売主が第三者に対して有する登記請求権を代位行使することができる。
- 4 債権者は、債務者が有する金銭債権の額が自己の債権額を超える場合で、その金銭債権の期限が到来していない間は、裁判上の代位により、自己の債権の額の限度においてのみ行使することができる。

【問 40】AはBに対し債権甲を有し、BはCに対し債権乙を有している。Aの債権者代位権に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

- 1 Aが債権乙を債権者代位権に基づき代位行使することをB及びCに通知したときは、Bは、債権乙について取り立てることができず、CはBに弁済することができない。
- 2 債権乙に対する代位権行使として物の引渡しを求める場合、AはCに対しBに引き渡すことを求めることができるだけで、直接自分に引き渡すことを求めることはできず、CがAに引き渡しても、Cの引渡債務は消滅しない。
- 3 Aによる債権乙の代位行使が適法になされた場合、CがBに対して主張することができる抗弁を有していたとしても、当該抗弁をもってAに対抗することができない。
- 4 AがCに対し訴えにより債権者代位権を行使した場合、その判決の効力はBにも及ぶところから、Aは、Bに対し、遅滞なく、訴訟告知をしなければならない。

【問 41】民法第424条が規定する詐害行為取消権（債権者取消権）に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 詐害行為取消権による取消しの対象は、法律行為に限られず、債務の承認のような法律行為にあたらぬものも含まれる。
- 2 詐害行為取消権によって保全される債権は、必ず詐害行為の前に発生していなければならない。
- 3 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであれば、詐害行為取消請求をすることはできない。
- 4 詐害行為取消請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対して、その効力を有する。

【問 42】AがBに対し所有する土地甲を売買したことでAの債権者Xが、その債権の満足を得ることができなくなった。Xの詐害行為取消権に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。なお、本問において「善意」とは、AB間の売買がXを害することを知らなかった場合をいい、「悪意」とは、AB間の売買がXを害することを知っていた場合をいうものとする。

- 1 Bが土地甲をCに売買したとき、AB間の売買の時点でBが善意であった場合でも、BC間の売買の時点でCが悪意であれば、XはCに対し詐害行為取消請求をすることができる。
- 2 Bが土地甲をCに売買したとき、AB間の売買の時点でBが悪意であれば、BC間の売買の時点でCが善意であっても、XはCに対し詐害行為取消請求をすることができる。
- 3 Bが土地甲をCに売買し、さらにCが土地甲をDに売買したとき、AB間の売買の時点でBが悪意であり、BC間の売買の時点でCが善意であれば、CD間の売買の時点でDが悪意であっても、XはDに対し詐害行為取消請求をすることができる。
- 4 Bが土地甲をCに売買し、さらにCが土地甲をDに売買したとき、AB間の売買の時点でBが悪意であり、BC間の売買の時点でCも悪意であり、さらにCD間の売買の時点でDが悪意であれば、DにおいてCが悪意であることを知らなかったとしても、XはDに対し詐害行為取消請求をすることができる。

【問 43】債務超過に陥っているAに唯一残っている財産が、時価1,000万円相当の土地甲である。この土地甲についての行為に係る民法第424条の詐害行為取消請求に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 Aが土地甲をBに売却した場合、その代金が1,000万円であっても、Aの債権者に当該売却行為についての詐害行為取消請求が認められることがある。
- 2 Aが土地甲を代金1,000万円でBに売却した場合、その代金を不足する家族の生活費に充てるための売却であれば、Aの債権者に当該売却行為について詐害行為取消請求が認められることはない。
- 3 Aが事業資金に充てるため銀行から1,000万円の融資を受け、土地甲に抵当権を設定した場合であれば、Aの債権者に当該抵当権設定行為について詐害行為取消請求が認められることはない。
- 4 Aが土地甲を1,000万円でBに売却した場合、それが代金を隠匿する意思によるものであれば、売却当時にBにおいてAが代金隠匿の意思を有していたことを知らなかったとしても、Aの債権者に当該売却行為についての詐害行為取消請求が認められる。

【問 44】 AがBに対し 3,000 万円の債権を有し、CもBに対し 1,000 万円の債権を有している。AによるBの行為についての詐害行為取消請求に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。なお、支払不能とは、債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいうものとする。

- 1 支払不能にあるBがCに対する債務を弁済したとき、それがBとCとが通謀してAを害する意図をもって行われたものでないときは、Aは、BによるCの債務の弁済について詐害行為取消請求をすることはできない。
- 2 支払不能にあるBがCと通謀してAを害する意図をもってCの債権のために所有する土地に抵当権を設定したとき、Aは、当該抵当権設定行為について詐害行為取消請求をすることができる。
- 3 Bが、Cに対する債務について弁済期が到来していないにもかかわらず弁済した。弁済当時、Bは支払不能ではなかったが、弁済後 20 日を経過した時点で支払不能になったとき、Cに対する債務への弁済がBとCとが通謀してAを害する意図をもって行われたものであれば、Aは、BによるCの債務の弁済について詐害行為取消請求をすることができる。
- 4 支払不能でないBがCに対して負っている 1,000 万円の債務につき、代物弁済として時価 1,500 万円の土地甲を供したとき、民法第 424 条が規定する詐害行為取消請求の一般要件に該当すれば、Aは、当該代物弁済の全部につき詐害行為取消請求をすることができる。

【問 45】民法第 424 条が規定する詐害行為取消権（債権者取消権）に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

- 1 債権者は、受益者又は転得者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、その行為によって受益者又は転得者に移転した財産の債務者への返還を請求することができる。受益者又は転得者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の債務者への償還を請求することができる。
- 2 債権者は、詐害行為取消請求をする場合において、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、その行為の取消しを請求することができる。価額の償還を請求する場合についても、同様である。
- 3 債権者は、受益者又は転得者に対する詐害行為取消請求により受益者又は転得者に対して金銭の支払又は不動産若しくは動産の引渡しを求めるものであるときは、受益者又は転得者に対してその支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができる。この場合において、受益者又は転得者は、債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対してその支払又は引渡しをすることを要しない。
- 4 詐害行為取消請求において受益者又は転得者がその財産の返還をすることが困難であるときに債権者が受益者又は転得者に対して価額の償還を請求する場合、債権者は、自己に対して当該価額の支払を請求することができる。

【問 46】Aは、Xに対し1,000万円の債務、Yに対し500万円の債務を負っている。Aには、現金500万円以外にめぼしい資産がない。Aの行為についてXによる詐害行為取消請求が認められたときに関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 Aは、B所有の時価100万円の絵画甲について代金を500万円とする売買契約を締結し、Bに500万円を支払った。この売買契約についてXによる詐害行為取消請求が認められ、Bが500万円を返還したとき、BはAに対して絵画甲の返還を請求することができる一方、絵画甲が滅失していたときは、100万円の償還を請求することができる。
- 2 AのYに対する債務の弁済につきXによる詐害行為取消請求が認められれば、Yは500万円をAに返還することになる一方、YのAに対する500万円の債権が復活するところから、Yは、この復活した500万円の債権とAに返還すべき500万円を相殺することができる。
- 3 Aが時価500万円の金塊を500万円で購入し、これをCに100万円で売却し、これをCがさらにDに300万円で売却した。AのCへの金塊の売却についてXのDに対する詐害行為取消請求が認められたとき、Dは、Aに対し100万円の返還を請求することができる。
- 4 Aが時価500万円の金塊を500万円で購入し、これをYに対する500万円の債務の代物弁済として引き渡し、Yがさらにこの金塊を400万円でEに売却した。AのYに対する代物弁済についてXのEに対する詐害行為取消請求が認められたとき、Eは、Aに対し400万円の支払を請求することができる。

【問 47】民法第424条が規定する詐害行為取消権（債権者取消権）に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 債権者は、受益者を被告として詐害行為取消請求に係る訴えを提起することができるが、このときは、債務者を被告とする必要はない。
- 2 債権者は、受益者からの転得者を被告として詐害行為取消請求に係る訴えを提起することができるが、このときは、受益者を被告とする必要はない。
- 3 債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。
- 4 詐害行為取消請求に係る訴えは、債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを債権者が知った時から2年を経過したとき、又は行為の時から20年を経過したときは、提起することができない。